国補助併用あり

申請者名

| | チェック項目 | | | | |
|--|--|------|--|--|--|
| 1 交付申請書 | | | | | |
| | 申請者の情報(新居住地、仮住まい)および手続き代行者の情報に誤りがない。 | | | | |
| | 記入している補助対象住宅の概要が添付書類で確認できる。 | | | | |
| | 太陽光発電設備を設置する場合、太陽光パネル設備にパネルのメーカー、型式、合計出力を記載している。 | | | | |
| H | 着手予定日は基礎工事の完了後次の工事に着手する日付を記載している。 | | | | |
| 様式第1号 | 添付写真撮影年月日は、申請日の1週間以内の日付である。→(撮影日 年 月 日) | | | | |
| | 事業完了予定日は、実績報告に必要なすべての書類が揃う見込みの日付である。 | | | | |
| | 子育てエコホーム支援事業併用の場合:「子育てエコホーム支援事業を併用する」に チェックしている。 | | | | |
| | 「その他補助制度を併用する」にチェックをし、併用する事業名を記入。(子育てエコホーム支援事業を除く。) | | | | |
| 2 誓約書 | | | | | |
| 併用する国ZEH | 補助事業の具体例:戸建住宅ZEH化等支援事業、地域型住宅グリーン化事業、子育てエコホーム支援事業(新築のみ) |) | | | |
| 子育てエコホー | ム支援事業を併用している場合、交付申請をしたことがわかる書類 ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 | | | | |
| 子育てエコホー | ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 | | | | |
| 子育てエコホー この場合、交付 4 工事請負契約書 | ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 | | | | |
| 子育でエコホー この場合、交付: 4 工事請負契約書 設備・工事の内: | ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 の写し | | | | |
| 子育でエコホー この場合、交付: 4 工事請負契約書 設備・工事の内: | ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 の写し 容がわかるものである。(○○工事一式等の記載は不可。) 約日がわかり、契約日は令和6(2024)年4月1日以後である。→(契約日 年 月 日) | | | | |
| 子育てエコホーこの場合、交付: 4 工事請負契約書 設備・工事の内: 施工事業者、契: 5 申請直近時点で | ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 の写し 容がわかるものである。(○○工事一式等の記載は不可。) 約日がわかり、契約日は令和6(2024)年4月1日以後である。→(契約日 年 月 日) | | | | |
| 子育てエコホーこの場合、交付: 4 工事請負契約書 設備・工事の内: 施工事業者、契: 5 申請直近時点で | ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 の写し 容がわかるものである。 (○○工事一式等の記載は不可。) 約日がわかり、契約日は令和6 (2024) 年4月1日以後である。→ (契約日 年 月 日) の現場写真 内に撮影されたことがわかり、工事の進捗状況が基礎工事までの状態である。→ (撮影日 年 月 日) | | | | |
| 子育てエコホー この場合、交付: 4 工事請負契約書 設備・工事の内: 施工事業者、契: 5 申請直近時点で 申請日1週間以 | ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 の写し 容がわかるものである。 (○○工事一式等の記載は不可。) 約日がわかり、契約日は令和6(2024)年4月1日以後である。→ (契約日 年 月 日) の現場写真 内に撮影されたことがわかり、工事の進捗状況が基礎工事までの状態である。→ (撮影日 年 月 日) 本 れるもの 発行日より3ヶ月以内のものである。→ (発行日 年 月 日) | | | | |
| 子育てエコホー この場合、交付: 4 工事請負契約書 設備・工事の内: 施工事業者、契: 5 申請直近時点で 申請日1週間以 6 納税証明書の原 県税事務所で発行さ | ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 の写し 容がわかるものである。 (○○工事一式等の記載は不可。) 約日がわかり、契約日は令和6 (2024) 年4月1日以後である。→ (契約日 年 月 日) の現場写真 内に撮影されたことがわかり、工事の進捗状況が基礎工事までの状態である。→ (撮影日 年 月 日) | e ন্ | | | |
| 子育てエコホー この場合、交付: 4 工事請負契約書 設備・工事の内: 施工事業者、契: 5 申請直近時点で 申請日1週間以 6 納税証明書の原 県税事務所で発行さ | ム支援事業を併用している場合、交付決定通知書の代わりに交付申請をしたことがわかる資料でも申請可。 決定通知書受領後速やかに写しを提出。 の写し 容がわかるものである。 (○○工事一式等の記載は不可。) 約日がわかり、契約日は令和6 (2024) 年4月1日以後である。→ (契約日 年 月 日) の現場写真 内に撮影されたことがわかり、工事の進捗状況が基礎工事までの状態である。→ (撮影日 年 月 日) 本 れるもの 発行日より3ヶ月以内のものである。→ (発行日 年 月 日) 課税がない等の理由により納税証明書が交付されない場合は、その旨記載した書面を提出。 | で可。 | | | |

国補助併用なし

申請者名

| チェック項目 | | | | | |
|--|--|---------|------|--|--|
| L 交付申請書 | | 7 1 7 7 | チェック | | |
| | 申請者の情報(新居住地、仮住まい)および手続き代行者の情報に誤りがない。 | | | | |
| | 記入している補助対象住宅の概要が添付書類で確認できる。 | | | | |
| | 太陽光発電設備を設置する場合、太陽光パネル設備にパネルのメーカー、型式、合計出力を記載している。 | | | | |
| 1 * - * - * - • - • - • - • - • - • - • - • - • - | 着手予定日は基礎工事の完了後次の工事に着手する日付を記載している。 | | | | |
| 様式第1号 | 添付写真撮影年月日は、申請日の1週間以内の日付である。→(撮影日 年 月 日) | | | | |
| | 事業完了予定日は、実績報告に必要なすべての書類が揃う見込みの日付である。 | | | | |
| | 「子育てエコホーム支援事業を併用する」に チェックしていない 。 | | | | |
| | 「その他補助制度を併用する」に チェックしていない。 | | | | |
| 2 誓約書 | | | | | |
| 3 住宅の性能証明 | 書の写し | | | | |
| ZEH住宅である | ことを示す書類を提出する。 | | | | |
| ただし、建築後 | に認定を受ける書類の場合は実績報告書提出時に提出する。 | | | | |
| 具体例:手引き | | | | | |
| 申請直近時点で | の現場写真 | | | | |
| 申請日1週間以内に撮影されたことがわかり、工事の進捗状況が基礎工事までの状態である。→ (撮影日 年 月 日) | | | | | |
| 5 建築基準法に基 | づく確認済証の写し | | | | |
| 5 工事請負契約書 | D写し | | | | |
| 設備・工事の内 | 設備・工事の内容がわかるものである。(○○工事一式等の記載は不可。) | | | | |
| 施工事業者、契約日がわかり、契約日は令和6 (2024) 年4月1日以後である。→ (契約日 年 月 日) | | | | | |
| 7 納税証明書の原: | k | | | | |
| 県税事務所で発行さ | | | | | |
| 市町役場で発行され | 課税がない等の理由により納税証明書が交付されない場合は、その旨記載した書面を提出。 るもの(個人県民税) ※県の太陽光補助金を併用する場合は、ZEH補助金または県の太陽光補助金のいずれか一方の提出で可。 | | | | |
| 3 その他 | | | | | |
| Z E H登録制度 | 一般社団法人環境共創イニシアチブにより、ZEHビルダーまたはZEHプランナーとして登録された者により新築される住宅であること。 | | | | |

| 備考 | | | |
|----|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |